船舶事故等調査報告書

平成２５年４月２５日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２横第１３４号
事故等種類	運航不能
発生日時	平成２４年８月８日（水）　１６時３０分ごろ
発生場所	神奈川県大磯町大磯南方約６海里沖
事故等調査の経過	平成２４年８月９日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート　ＮＡＴＵＭＩ、５トン未満（長さ６．５３ｍ） ２３５－２６２３７神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	不明
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、同乗者１人を乗せ、平成２４年８月８日１０時１０分ごろ神奈川県藤沢市の境川を出発して大磯南方沖を航行中、１６時３０分ごろ主機が停止して運航不能となった。 本船は、船長が海上保安庁に通報し、来援した巡視艇にえい航され、１７時４５分ごろ藤沢市湘南港に入港した。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　南、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏
その他の事項	船長及び同乗者は、本インシデント発生当時、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 あり 不明 本船は、大磯南方沖を航行中、主機が停止したことから、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が大磯南方沖を航行中、主機が停止したため、発生したものと考えられる。